

(別表1)

「DAN-Dプレミアム商品券発行要綱(アプリ型)」

1. DAN-Dプレミアム商品券

事業名	DAN-D
概要	市内在住者(※)を対象に加盟店で利用できる1口6,500円のデジタル商品券を1口5,000円(1人最大6口)で販売。 ※令和8年9月1日 基準日時点で住民基本台帳の登録がある者
単価	5,000円/口(プレミアム分1,500円 購入金額の30%)
発行口数	180,000口(5,000円/口) 900,000,000円
プレミアム額	30%
申込期間	令和8年9月1日～9月15日
申込方法	アプリ内申込(マイナンバー認証もしくは免許証を用いた本人確認)
購入期間	令和8年10月5日～10月16日
購入方法	アプリ内において、クレジットカード及びコンビニ払い、Pay-easy(ペイジー)払いにより購入するもの。
利用期間	令和8年10月5日～令和9年1月15日(期間終了をもって未使用残高は失効する。)
払戻	保有者は、商品券の発行を受けた後は、払い戻しができないものとする。
換金	商品券取引金額の換金は、受任者が、発行者が定めた規約及び別表による換金方法(*1)に基づき、取扱店の予め指定した金融機関口座に振り込みます。振込手数料は加盟店の負担とします。換金のタイミングは、加盟店毎の未換金の商品券取引金額(*2)から振込手数料を差引いた額(以下、「換金額等」といいます)は、当月15日24時締め切り分を当月末日、当月末日24時締め切り分を翌月15日に振り込みます。なお、換金最終回については当月15日24時締め切り分を翌月15日の振り込みとなります。ただし、振込日が土日祝日の場合は前営業日とします。 (*1) 全店共通券、中小店専用券各々の未換金商品券取引金額が5,000円未満の場合には振り込みを行わず、各々5,000円を超えたタイミングで定められた期日に振り込みます。なお、換金最終回は金額に関わらず未換金商品券取引金額を定められた期日に振り込みます。 (*2) 商品券取引金額は、本規約の第3条第5項に基づき取消し又は解除された商品券使用取引に係る商品券取引金額、第6条第2項又は第4項に従い支払を要しない商品券取引金額、第6条第3項に基づき差引きを要する場合の差引金額の合計額を控除した残額とする。

禁止事項	商品券の他人への譲渡、商品券にかかるシステム上の履歴の改竄、偽造などの不正行為。
対象取引外	以下の商品またはサービスは取引対象外とする。 ・岸和田市普通ごみ有料指定袋の購入 ・事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入 ・消費にあたらなないものへの支払い（出資、振込手数料、保険料等） ・公租公課の納付（国税、地方税、使用料等） 〈アプリケーション〉 ・金、プラチナ、銀、有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入 ・たばこ事業法（昭和 59 年 8 月 10 日法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこ、加熱式たばこ及び電子たばこの購入 ・土地、家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く。）等の不動産や資産性の高いもの（自動車）に関わる支払い ・保険診療による処方箋が必要な医薬品 ・現金との換金、金融機関への預け入れ ・風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号） 第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い ・特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの ・その他、岸和田市が当該事業の趣旨にそぐわないと判断したもの
備考	・本事業終了後の事業に関しては別途協議の上定めるものとする。

(別表2)

「DAN-D地域ポイント要綱（アプリ型）」

2. DAN-D地域ポイント

事業名	DAN-D地域ポイント事業
概要	市内在住者(※)を対象に加盟店で利用できる地域ポイントを支給する。 (※) 基準日（令和8年9月1日）時点で住民基本台帳の登録がある者
単価	1,000ポイント（1,000円/人）
申込期間	令和8年9月1日～令和8年11月30日
申込方法	・アプリ内申請（マイナンバー認証もしくは免許証を用いた本人確認） ・申請データを集約するシステムは、本市及び受託者で共有し、互いに内容が確認できるシステムとする。
給付期間	令和8年10月中旬～12月中旬
給付方法	申込月の翌月中旬にシステムインポートにてポイントの給付（付与）を行う。
利用期間は	ポイント付与日～令和9年1月15日（期間終了をもって未使用残高失効する。）
払戻	保有者は、ポイントの発行を受けた後は、払い戻しができないものとする。
換金	・ポイント取引金額の換金は、受任者が、発行者が定めた規約及び要綱等による換金方法 ^(*) に基づき、取扱店の予め指定した金融機関口座に振り込みます。振込手数料は加盟店の負担とします。換金のタイミングは、加盟店毎の未換金の商品券取引金額 ^(*) から振込手数料を差引いた額（以下、「換金額等」といいます）は、当月15日24時締め切り分を当月末日、当月末日24時締め切り分を翌月15日に振り込みます。なお、換金最終回については当月15日24時締め切り分を翌月15日の振り込みとなります。ただし、振込日が土日祝日の場合は前営業日とします。

(*) ポイント取引金額が5,000円未満の場合には振り込みを行わず、各々5,000円を超えたタイミングで定められた期日に振り込みます。なお、換金最終回は金額に関わらず未換金商品券取引金額を定められた期日に振り込みます。

(*) ポイント取引金額は、本規約の第3条第5項に基づき取消し又は解除された商品券使用取引に係る商品券取引金額、第6条第2項又は第4項に従い支払を要しないポイント取引金額、第6条第3項に基づき差引きを要する場合の差引金額の合計額を控除した残額とする。

禁止事項	ポイントの他人への譲渡、ポイントにかかるシステム上の履歴の改竄、偽造などの不正行為。
対象取引外	以下の商品またはサービスは取引対象外とする。 ・岸和田市普通ごみ有料指定袋の購入 ・事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入 ・消費にあたらなないものへの支払い（出資、振込手数料、保険料等） ・公租公課の納付（国税、地方税、使用料等） 〈アプリケーション〉 ・金、プラチナ、銀、有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入 ・たばこ事業法（昭和 59 年 8 月 10 日法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこ、加熱式たばこ及び電子たばこの購入 ・土地、家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く。）等の不動産や資産性の高いもの（自動車）に関わる支払い ・保険診療による処方箋が必要な医薬品 ・現金との換金、金融機関への預け入れ ・風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い ・特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの ・その他、岸和田市が当該事業の趣旨にそぐわないと判断したもの
備考	・本事業終了後の事業に関しては岸和田市と別途協議の上定めるものとする。